

決議案第2号

葉山町と逗子市との生ごみ資源化処理施設の整備運営に関する 事務委託に係る協議に関する決議

近年の課題となっているごみの最終処分場の不足や二酸化炭素排出抑制の観点から、本市はリサイクルを含めた、持続可能なごみ処理に取り組んできた。

生ごみ処理に関しても分別化を進める逗子市と葉山町における広域的な協力は非常に有効かつ合理的なものであり、逗子市と葉山町はこれまで処理量割及び搬入量割を基本に、共同処理を進めてきた経緯がある。

しかし、生ごみ処理に関しては、逗子市は搬入量割、葉山町は人口割と主張が異なっていたため、今回、供用開始時は資本費についてのみ人口割でスタートすることとなった。しかしながら、両市町の処理負担については、市民・町民の分別における努力に応じた平等性が担保され、また、お互いの切磋琢磨により分別率を向上することが重要である。

よって、逗子市議会は次の事項が履行されるよう、強く求めるものである。

供用開始時の負担方法については資本費を人口割、処理費を搬入量割とし、2年目以降、収集可燃ごみ、収集生ごみの組成分析等から算出した逗子市の生ごみ分別率70%を基準値として、資本費を人口割から搬入量割に変更する。

以上のとおり決議する。

令和5年9月29日

逗子市議会